

少人数学級の推進と定数改善及び義務教育費国庫負担制度 2 分の
1 復元をはかるための、2016 年度政府予算に係る意見書

35 人以下学級について、小学校 1 年生、2 年生と続いてきた 35 人以下学級の拡充が予算措置されていません。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人から 30 人を挙げています。このように、保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国（データのある 31 カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育はきわめて重要です。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって本議会は、政府に対し下記の事項の実現を強く要望します。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD 諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため、30 人以下学級とすること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
総務大臣

ヘイトスピーチの禁止等に関する法の整備を求める意見書

近年、特定の国籍の外国人や人種、民族への差別を煽る、ヘイトスピーチ（憎悪差別扇動）が行われており、社会問題となっている。

2013年10月7日京都地裁より、日本で初めて「ヘイトスピーチが人種差別撤廃条約で禁止した人種差別に当たり、違法である」という趣旨の判決が出されたところである。

2014年7月23日に開催された国連自由権規約委員会の総括所見では、差別、敵意または暴力の扇動となる、人種的優位性や憎悪を唱えるあらゆる宣伝を禁止すべきであり、また、そのような宣伝を広めることを意図した示威行動を禁止すべきであると述べている。

また、2014年8月28日に開催された国連人種差別撤廃委員会が採択した日本政府に対する最終見解によると、ヘイトスピーチを監視し闘うための措置が抗議の表明を抑制する口実として使われてはならないと述べつつも、ヘイトスピーチ及びヘイトクライム（憎悪差別犯罪）からの防御の必要のある被害を受けやすい集団の権利を守ることの重要性を指摘している。そして、憎悪及び人種主義の表明並びに集会における人種主義的暴力と憎悪に断固として取り組むこと、ヘイトスピーチを行なった個人や団体に対して捜査を行い、必要な場合は起訴すること、さらに、ヘイトスピーチ及び憎悪扇動を広めた公人及び政治家に対して適切な制裁措置を取ること等が勧告された。

我が国では、これまでも外国人に対する差別や偏見をなくす啓発活動に取り組んで来たところであるが、国においては、このような国内外の情勢を踏まえ、ヘイトスピーチを禁止する等の必要な法の整備を行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣